

平成25年4月
福 崎 町

暴力団排除条例の施行に伴う福崎町の契約から暴力団を排除するための措置（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務・物品役務）

福崎町暴力団排除条例が平成25年4月1日から施行されたことに伴い、暴力団及び暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を契約の相手方としないよう、下記のとおり措置を講じています。

ついては、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 契約書への暴力団排除条項追加

契約の相手方（法人の場合はその役員等も含む）が以下のいずれかに該当する場合などに契約を解除します。

- （1）暴力団等であると認められるとき
- （2）暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している場合
- （3）暴力団等であると知りながら、その者と下請契約をした場合

そのほか、暴力団等が下請に入っていた場合に、その事実を知りながら発注者へ報告を怠った場合なども解除の対象となります。

※この取扱いは、平成25年4月1日以降に締結された契約から適用します。

2 不当介入があった場合の対応

福崎町は、平成21年3月16日付けで、本町の発注工事等から暴力団員等による不当介入の排除手続きや暴力団関係業者の排除を徹底するため、また、兵庫県福崎警察署との連絡協議体制の確立のため、兵庫県福崎警察署と以下の合意書を締結しています。

- ・福崎町発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書
- ・福崎町発注工事等からの暴力団関係業者の排除に関する合意書

暴力団等から福崎町と締結した契約の履行に関して工事の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けた場合及び下請契約等の相手方が暴力団等から不当介入を受けたことを知った場合には、福崎町に報告し、又は兵庫県福崎警察署に届け出てください。